

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

令和〇年〇月〇〇日

下北地域広域行政事務組合
 〇〇消防署長 〇〇 〇〇 殿

防火 管理者
 防災

住 所 青森県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 消 防 太 郎

別添のとおり、 防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	青森県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	ファイヤーホテル		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 ^{※1} (変更の場合は、変更後の用途)	ホテル	令別表第1 ^{※1}	(5) 項 イ
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	消防計画内容の変更		
受 付 欄 ^{※2}	経 過 欄 ^{※2}		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※1 欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2 欄は、記入しないこと。

甲種防火対象物用消防計画作成例

(消防計画)

第1章 総 則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震 その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、_____の事業所に勤務し、出入りするすべての関係者に適用する。

第2節 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の一部委託)

第3条 防火管理業務の一部を_____に委託する。

2 委託方式及び委託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表1のとおりとする。

3 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて 適正に業務を実施しなければならない。

4 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務の実施状況について、定期に防火管理者に報告しなければならない。

第3節 管理権原著と防火管理者の業務と権限

(管理権原著)

第4条 管理権原者は、_____の防火管理業務について、すべての権限及び責任を有する。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者に選任して、防火管理業務を行わなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建物構造・設備の不備及び消防用設備等の不備・欠陥を発見又は報告を受けた場合は、速やかに改修しなければならない。

※統括防火管理者を選任する防火対象物

5 管理権原者は、_____協議会構成員としてビル全体の安全性に務めるとともに、定期に開催される _____防火管理協議会に参加する。

(防火管理者)

第5条 防火管理者は、消防計画の作成及び実行に関し、一切の権限を有し、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成(変更)

(2) 自衛消防組織(隊)の編成と任務分担

(3) 火災予防上の自主検査の実施と維持管理及び改修の促進

※当該計画の適用範囲内の設備等を記す。

① 建物 基礎部分、外壁、内装、天井他

② 防火設備 防火戸、防火シャッター、排煙設備、非常照明

③ 避難設備 階段、避難口、非常階段

④ 電気設備 変電室、分電盤

⑤ 危険物施設 少量危険物の貯蔵・取扱い、指定可燃物

⑥ 火を使用する設備・器具 給湯設備、ガス設備、ボイラー、厨房設備

⑦ 消防用設備等

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯

- (4) 防火対象物の法定点検の立ち会い
 - (5) 消防用設備等の法定点検とその立会い及び維持管理
 - (6) 収容人員の適正な管理
 - (7) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施
 - (8) 消火、通報及び避難訓練の実施
 - (9) 消防機関との連絡
 - (10) 工事中における立会い、その他火気使用又は取扱いの監督
 - (11) 管理権原者への報告等
 - (12) 放火防止対策の推進
 - (13) 大規模な地震に関する諸対策
 - (14) その他
- ※統括防火管理者を選任する防火対象物
- (15) 統括防火管理者と連絡及び報告

第4節 消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第6条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

種 別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任（解任）届	防火管理者を選任又は解任した時	管理権原著
消防計画作成（変更）届	消防計画を作成又は次の事項を変更した時 (1) 管理権原者又は防火管理者の変更 (2) 自衛消防組織の変更 (3) 用途変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の変更 (4) 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
消防訓練実施の通報及び指導の要請	通報は、消防訓練を実施する10日前、指導の要請は消防署と相談適宜行う	防火管理者
消防訓練実施結果報告書	消防訓練実施後速やかに	防火管理者
消防用設備等点検結果報告	年に1回、防火管理者が立会い総合点検を実施、報告書の内容を防火管理者が確認した後	管理権原者
防火対象物の点検及び報告	年に一回、防火管理者が立ち会い、点検を実施、報告書の内容を防火管理者が確認した後	管理権原者

(防火管理資料の保管等)

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届け出した書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を一括して編冊編さんし、保管する。

第5節 防火管理委員会の設置

(防火管理委員会)

第7条の2 防火管理業務の適正な運用を図るため、に防火管理委員会を置く。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。
- 4 会議は、___月と___月に行い、次の場合は、臨時に開催する。

- (1) 社会的反響の大きな火災、地震などによる被害発生時
 - (2) 防火管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めたとき
- 5 会議の主な審議事項は次のとおりとする。

- (1) 消防計画の変更に関すること。
- (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (3) 自衛消防組織及び装備に関すること。
- (4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。
- (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
- (6) 火災予防上必要な教育に関すること。
- (7) その他

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検、検査

(日常の火災予防)

第8条 防火管理者は、所定の区域ごとに火元責任者（又は防火責任者以下「火元責任者」という。）を定め、日常の火災予防の徹底を図らなければならない。

2 前項に定める各担当者の任務及び全従業員が注意すべき事項は別表3のとおりとする。

(火元責任者等が実施する自主検査)

第9条 火元責任者等は、日常、担当区域の自主点検を実施しなければならない。

2 自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に区分して、計画的に実施すること。

(1) 日常的に行う検査は、別表4『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』及び別表5『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、各担当地区の火元責任者がチェックすること。

ア 「火気関係」のチェックは、使用后及び毎日終業時に行うこと。

イ 「閉鎖障害等」のチェックは、1日2回行うこと。

(2) 定期的に行う検査は、別表6「自主検査チェック票（定期）」に基づき、各担当者区域の火元責任者等がチェックすること。

(防火管理者が実施する自主点検等)

第10条 防火管理者は、___ヶ月に___回以上、火元責任者等と一緒に別表4及び別表5に基づく自主検査の実施状況を確認する。

2 建物の構造、防火・避難施設の機能等の検査は、年2回以上実施すること。

3 消防用設備等の自主点検は、別表7により、法定点検の合間に、年2回以上実施すること。

(消防用設備等の法定点検)

第11条 消防用設備等の法定点検は、_____に委託して別表8により行う。

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検を実施する場合には、必ず立ち会う。

第2節 点検結果の報告等

(点検結果の報告等)

第12条 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を定期的に防火管理者に報告しなければならない。ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告する。

3 防火管理者は、不備、欠陥部分の改修について、管理権原著の指示を受けて改修計画を策定、その促進を図る。

第3節 火災予防措置

(火気の使用制限等)

第13条 防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

(1) 喫煙できる場所

喫煙できる場所は、次のとおりとする。

ア 休憩室

イ 談話室

(2) 火気使用設備・器具が使用できる場所

厨房及び給湯室以外では使用しない。

2 喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 火気使用設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に器具等を点検してから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理・整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (5) 喫煙場所以外では、喫煙しないこと。
- (6) 催物等のために一時的に火気を使用する場合には、あらかじめ防火管理者に連絡し承認を得ること。

(避難施設等における遵守事項)

第14条 防火管理者及び従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段及び避難通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠、開放できるものとし、開放した戸が廊下、階段等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設

ア 防火設備（防火戸）及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火設備の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくこと。

イ 防火設備に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。

なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

(避難経路図の管理)

第15条 防火管理者は、避難経路図を作成し、に提出するとともに、これを自衛消防隊員及び従業員に周知する。

(収容人員の管理)

第16条 防火管理者は、当該防火対象物の収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないように従業員に徹底する。

2 一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図る。

第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第17条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次の各号に掲げる工事を行うときは、消防機関と相談し必要に応じ消防計画を作成（変更）し、消防機関に届け出るものとする。

(1) 増築、改築等で建築基準法第7条の3に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。

(2) 消防用設備の機能を停止あるいは著しく影響を及ぼす工事を行うとき。

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接や溶断等火気を使用する工事を行う場合は、事前に消火器等を準備、消火できる体制を整えて行う。
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。
- (6) 防火戸は通行以外は閉鎖し、防火シャッターの開放は最小限とし、その範囲を示すこと。
- (7) その他防火管理者が指示すること。

第5節 放火防止対策

(放火防止対策)

第18条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理・整頓又は除去すること。
- (2) 物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。
- (3) 出入口を特定し、出入りする人々に対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) アルバイトやパート等の従業員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを従業員と共用するなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (7) 火元責任者等及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 休日や夜間の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の編成等)

第19条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表9及び別表10のとおりとする。

(自衛消防隊の装備等)

第20条 自衛消防隊の装備は、次のとおりとする。

- (1)
 - (2)
 - (3)
- 2 装備品の管理は、自衛消防隊長が管理すること。

(自衛消防隊の活動範囲)

第21条 自衛消防隊の活動範囲は、_____管理範囲内とする。

2 近接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合又は応援要請があった場合には、自衛消防隊長の判断に基づき活動しなければならない。

第4章 休日、夜間の防火管理体制

(休日、夜間の火災予防管理)

第22条 休日、夜間等従業員の数が著しく少なくなる時間帯においては、あらかじめ巡回者及び巡回範囲を定めて巡回し、火災予防上の安全確保に努める。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第23条 休日、夜間等従業員の少ない時間における自衛消防活動は、第19条で定める任務分担に基づき、在館する隊員が次の措置を行う。

- (1) 通報連絡

- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供
- (5) 緊急連絡網による関係者への連絡

第5章 震災対策

第1節 震災事前措置

(震災事前措置)

第24条 地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 窓ガラス、看板及び広告塔等の落下、飛散、倒壊を防止措置をすること。
- (2) 事務室等の棚、備品、器具、什器及び物品等の転倒、落下の防止措置をすること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等の作動状況検査を行うこと。
- (5) 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の衝撃装置の検査を実施すること。

(非常用物品等の準備)

第25条 地震に備え、次に掲げる非常用物品を備蓄するとともに、定期的に点検整備を実施する。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

2 前項の非常用物品は、防火管理者等が備蓄倉庫等に保管し、管理する。

※第2節は、大規模地震特別措置法、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝型地震の特別措置法の指定地域事業所用です。

第2節 警戒宣言発令時の対策

(警戒宣言発令時の自衛消防組織)

第26条 警戒宣言が発令されたときの自衛消防隊は、別表9及び別表10に定める任務を遂行しなければならない。

(休日、夜間における対応)

第27条 _____を中心に、在館者で別表9及び別表10に定める任務を分担し行わなければならない。

- 2 別に定める緊急連絡表により必要な要員を招集しなければならない。
- 3 警戒宣言の発令を知ったときは、自主的に参集しなければならない。
- 4 招集における交通手段は、公共の交通機関を利用するものとする。

(従業員に対する警戒宣言発令の伝達等)

第28条 警戒宣言が発令された場合は、従業員に対して、放送設備を使用して速やかに伝達する。

2 自衛消防隊長は、避難誘導班に指定されている者を所定の配置につかせる。

(在館者に対する警戒宣言発令の伝達)

第29条 在館者等に対する警戒宣言発令の伝達は、避難誘導班の配置が完了したことを確認した後、放送設備により行わなければならない。

(誘導案内)

第30条 避難誘導者は、携帯拡声器及びロープ等を携行し、所定の位置につき、適切な誘導、案内により混乱防止を図らなければならない。

2 避難誘導は、混乱の防止を図るため、避難階に近い階層から順次実施しなければならない。

(火気使用の中止等)

第31条 警戒宣言が発令されたときは、禁煙とし、火気使用設備・器具の使用も原則として中止する。

なお、やむを得ず火気を使用する際は、防火管理者の承認を得た後に、消火体制を講じたうえで最小限の使用とする。

2 危険物の取扱いは直ちに中止する。

なお、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て、出火防止等の対策を講じるものとする。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付き以外のものは、運転を停止するものとする。

(従業員が行う被害防止措置)

第32条 警戒宣言が発令された場合、従業員は、事務所内の被害を防止するために 次の各号に定める措置を行わなければならない。

- (1) 照明器具（吊り下げ式）等の固定
- (2) 事務機器の転倒、落下防止
- (3) 窓ガラス等の破損、散乱防止
- (4) 避難通路の確保、非常口の開放等
- (5) 初期消火用の水の確保
- (6) 非常持出品の準備

(時差退社等)

第33条 警戒宣言発令時は時差退社とし、周辺の混乱を防止するために、公共の交通機関を利用する。

第3節 震災対策

(震災時従業員の初期対応)

第34条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先とし、次の初期対応を行わなければならない。

- (1) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者等に報告すること。
- (2) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止と燃料バルブ等の閉鎖を行うこと。
- (3) 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防火管理者等に連絡すること。
- (4) 火元責任者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を防火管理者等に報告すること。

なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

- (5) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握すること。
- (6) 火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

第4節 地震時の活動

(地震時の活動)

第35条 地震時の活動は、前条及び自衛消防活動によるほか、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集・伝達活動

通報連絡粧は、テレビ、ラジオ等により地震情報の収集を行い、周辺の状況を把握すること。

(2) 救出・救護

ア 救出救護については、応急救護班が中心となり、他の自衛消防隊員と協力して実施すること。

イ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行うとともに、負傷程度に応じ、応急救護所、医療機関に搬送すること。

ウ 地震の規模により、消防隊等による救出に時間がかかる場合には、救出資器材を活用して救助作業を実施すること。

(3) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等の落下に注意しながら、柱回りや壁ぎわ等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 在館者等を広域避難場所（〇〇公園）まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明をすること。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分注意しながら誘導すること。

オ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩により行うこと。

カ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

キ 避難誘導は、避難誘導担当と協力して行うものとする。

(4) 避難路の確保

安全防護班は、避難者の安全を確保するために、避難通路に落下、転倒、倒壊した物品の除去を行うこと。

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第36条 防災教育は、毎日の朝礼時又は就業時に実施するほか次表の区分に従い計画事項、計画内容、実施回数を定める。

計画事項	計画内容	実施回数
従業員に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 その他火災予防上必要な事項（火災予防及び消火に関する実務知識）	年2回以上
新任者に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 安全な作業に関する基本的事項 5 消防計画の周知徹底 6 その他火災予防上必要な事項（火災の現象、消火器の原理、避難の要領等）	採用時1回

(各種防火管理講習等)

第37条 防火管理者は、消防機関が実施する各種防火管理講習及び講演会等に積極的に参加するとともに、従業員に対する防火講演等を随時開催する。

2 防火管理者は、防火管理再講習を期限内に受講しなければならない。

第2節 自衛消防訓練

(自衛消防訓練の種別等)

第38条 防火管理者は、次表により計画的に自衛消防訓練を実施するものとする。

2 総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

3 ビル全体で実施する訓練にも参加する。

4 訓練指導者はとし、訓練時における事故防止及び安全対策の確立を図る。

訓練の種別	実施時期	
消火訓練	月	月
通報訓練	月	月
避難訓練	月	月
総合訓練	月	月

(消防機関への通報)

第39条 防火管理者は、前条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、事前に消防機関に通報するか、又は、消防訓練実施計画報告書により届出すること。

また、訓練を実施した結果は消防訓練実施結果報告書により届出すること。

2 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を日常の防火管理体制及び次回に実施する自衛消防訓練に反映させなければならない。

附 則

この計画は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から施行する。